

## 吉川市市民幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例

## (基本理念)

第 1 条 事業者、市民および市の三者の協働に基づいた産業振興施策により、市の発展を図ると共に、市民が幸福実感を得られるまちづくりを推進する。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で営利を目的とする事業を営む法人および個人をいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 市 吉川市をいう。
- (4) 産業経済団体 事業者によって組織された地域産業の振興を目的とする市内の団体等をいう。
- (5) 学校 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する市内の学校をいう。
- (6) 協働 異なる主体が、課題を解決するために目的意識を共有し、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、対等の立場で共通の目標に向かって取組を行うことをいう。

## (基本的方針)

第 3 条 前条の基本理念に基づき、施策の基本方針を次のとおり定める。

- (1) 商工業用地の確保と整備、農地の整備と保全、新規参入の可能な環境整備、道路網の整備等を推進し、市内産業基盤の整備を図る。
- (2) 若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等の活躍の機会の創出、起業や創業、農商工連携事業、新商品開発等、新しい挑戦を推進することにより市内産業の活性化を図る。
- (3) 事業後継者の計画的な育成の推進、円満な事業売却や合併を推進し、市内事業者の円滑な事業承継を図る。
- (4) 市内事業者の情報発信や交流の推進、融資制度の拡充、販路拡大の推進等により、市内事業者の経営基盤の強化を図る。
- (5) 雇用や就労への支援により、市内事業者の人材確保を推進すると共に、ワ

## 資料2

ークライフバランス改善の推進等を通し、多様な人材が活躍できる環境を目指す。

- (6) 職住近接を推進し、市内経済循環の活性化と地域の活力向上を目指す。
- (7) 市内産業経済団体と市の連携事業の強化を図る。
- (8) 地域ブランドの創造と、販売網の整備等を推進する。
- (9) 市内観光資源の開発と活用、観光基盤整備を進める中で、市と事業者との協働イベント、新商品開発等を推進し、産業振興を図る。
- (10) 災害時の相互協力の推進等を通し、危機管理体制の強化を図る。
- (11) 持続可能な社会の実現を目指し、環境負荷を低減する新エネルギーへの転換を推進する。
- (12) 産業を通して子供たちの教育を推進する。
- (13) . . . . . [市民の関わりについて]
- (14) 産業を通じたシティプロモーションにより、市民のシビックプライドと郷土愛を育み、市民としてのアイデンティティの確立を推進する。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、必要な調査、研究、及び施策の立案を行い、財政上の措置を講ずるものとする。

2 市は、吉川市総合振興計画をはじめとした各計画、各施策と産業振興施策の整合を図るものとする。

3 市は、国、埼玉県その他の関係機関等の取組みや情報の収集に努め、事業者への情報提供を推進する。

4 市は、事業者、市民および市の三者による意見交換の場を作ることを遂行する。

5 市は、産業振興の施策について、市民に情報提供を行い、理解を得るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、経済的、社会的な環境の変化に対応して、自主的に事業活動の向上及び改善に努めるものとする。

2 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに努めるものとする。

## 資料2

- 3 事業者は、産業経済団体に積極的に加入するように努めるとともに、産業経済団体が行う活動に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、市と協働し、まちづくりと産業振興の推進に努めるものとする。
- 5 事業者は、地域社会を構成する一員としての責任を認識し、地域社会との調和を図り、豊かな地域社会の実現に貢献し、市民の幸福実感を満たすよう努めるものとする。

(市民の理解および協力)

第6条 市民は、本条例の理念を理解し、市の産業とまちづくりの発展のため、産業振興に関する施策への協力に努めることとする。

- 2 市民は、市の歴史、文化、産業について理解を深め、主体的に市政運営に参加するよう努めるものとする。
- 3 市民は、消費者としての行動が市内の産業に与える影響及び効果を理解し、その消費行動を通じて市内の産業振興の推進に寄与するよう努めることとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、本条例に基づく施策に協力し、次世代の地域産業を担う人材の育成に努めるものとする。

(吉川市産業振興会議)

第8条 市は、本条例の目的の達成および産業振興施策の推進のため、吉川市産業振興会議（以下、「産業振興会議」という。）を設置する。

- 2 産業振興会議は、産業の振興に係る事項を調査研究し、産業振興政策の提言と吉川市産業振興計画の継続的な見直しを行う。
- 3 産業振興会議の組織及び運営に必要な事項は、別に規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は平成30年4月1日より施行する。